

## 浜松市持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号。以下「規則」という。）に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請者の資格)

第2条 導入計画の認定を申請することができる者は、農業を営む者（農業生産法人を含む。）であって、市内において持続性の高い農業生産方式を導入しようとする者とする。

(導入計画の申請)

第3条 導入計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による持続性の高い農業生産方式の導入計画認定申請書（以下「認定申請書」という。）及び様式第2号による持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画書（以下「導入計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は認定申請書及び導入計画書を、導入計画を実施しようとする農地の所在地を管轄する市長（当該農地の所在地が2以上の市の管轄に属する場合は、当該農地を最も広くその管轄する区域に含む農林事務所の長または市長）に提出するものとする。

(導入計画の認定)

第4条 市長は、申請のあった導入計画が、規則第4条に定める導入計画の認定基準に適合しており、かつ、静岡県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）に照らし適切なものであると認めるときは、導入計画を認定するものとする。また、土壌特性等から導入指針に当てはまらない栽培状況におかれている作物については、基準を別記にて定めるものとする。

2 市長は、導入計画を認定したときは、様式第3号による持続性の高い農業生産方式導入計画認定書（以下「認定書」という。）を申請者に交付するとともに、様式第4号により、認定した者（以下「生産方式導入農業者(エコファーマー)」という。）の氏名（法人にあってはその名称、第7において同じ。）等を認定に係る農地の所在地を管轄する農林事務所の長に通知する。

3 市長は、導入計画を認定しなかったときは、様式第5号により認定しない理由を付して申請者に通知する。

4 市長は、認定申請書の提出があったときは、導入計画の内容及び達成の見込み等について、必要に応じて、静岡県または農業団体等関係機関の意見を聴くとともに、現地調査等を実施することができる。

5 導入計画の認定期間は、認定書の交付日から5年間とする。

(導入計画の変更)

第5条 導入計画について、法第5条に基づき変更の認定を受けようとするときは、様式第6号による持続性の高い農業生産方式導入計画変更認定申請書（以下「変更申請書」という。）及び様式第2号による導入計画書を市長に提出しなければならない。

2 変更申請書の提出場所は認定申請書の提出先とする。

3 導入計画の変更が必要な場合は、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。

(1) 導入計画書（様式第2号）1の(2)作物別生産方式導入計画のうち、生産方式導入

作物又はその農地の所在地の変更

(2) 導入計画書(様式第2号)1の(3)持続性の高い農業生産方式を構成する技術の変更

- 4 生産方式導入農業者(エコファーマー)が農業経営を継続することが困難となった場合であつて、その経営を継承する農業者が導入計画書の内容を引き続き継続する意思があり、かつ導入計画の達成の見込みが確実であると認められる場合に限り、認定者の氏名または名称を変更して導入計画の認定を継続できるものとする。この場合、様式第6号による変更申請書を市長に提出しなければならない。但し、認定期間は当初認定の期間内とする。
- 5 導入計画の変更の認定に係る手続は、第4条に準ずる。

(実施状況報告)

第6条 市長は、生産方式導入農業者(エコファーマー)に対し、導入計画の実施状況について期限を定めて報告を求めることができる。

- 2 生産方式導入農業者(エコファーマー)は、市長から、実施状況の報告の求めがあつたときは、様式第7号による持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画実施状況報告書(以下「状況報告書」という。)を、市長が定めた期限までに提出するものとする。
- 3 市長は、生産方式導入農業者(エコファーマー)から状況報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、必要があると認める場合には、現地調査等を行い、指導・助言を行うことができる。

(導入計画認定の取消し及び認定辞退の承認)

第7条 市長は、生産方式導入農業者(エコファーマー)が導入計画に従つた農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 市長は、生産方式導入農業者(エコファーマー)が、自己都合により農業経営、又は認定を受けた作物の栽培を中止した場合は、認定辞退届の受理をもって取り消すものとする。
- 3 市長は、導入計画の認定を取り消したときは、当該認定に係る氏名等を通知した農林事務所長の旨を通知する。

(指導等)

第8条 市長は、生産方式導入農業者が導入計画の達成ができるよう、必要に応じ指導・助言を行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

## 持続性の高い農業生産方式の導入計画認定申請書

(あて名) 浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称

生年月日(農業生産法人の場合は設立年月日)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、導入計画の認定を申請します。

様式第2号

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画書

(目標： 年度)

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況

	水田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 男 人(うち専従者 人) 女 人(うち専従者 人)				

(注)「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式導入計画

		農地の所在地	1年目	2年目	3年目	4年目	目標年(年)
生産方式導入作物			a	a	a	a	a
			a	a	a	a	a
小計							
その他作物							
合計							

(注1) 目標年は、原則として5年後とすること。

(注2) 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、該当作物と同じ種類の農作物作付面積の合計を記入すること。

(注3) 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用量・回数
	現状	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a ( t/10a) ( kgN/10a)
	kg/10a	化学肥料低減技術	kgN/10a ( kgN/10a)
		化学農薬低減技術	( 回 回)
	目標	kg/10a	
	現状	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a ( t/10a) ( kgN/10a)
	kg/10a	化学肥料低減技術	kgN/10a ( kgN/10a)
		化学農薬低減技術	( 回 回)
	目標	kg/10a	

(注1) 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。

(注2) 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ「静岡県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」の2の(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア及びイに規定する技術をいう。

(注3) 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。

(注4) 「化学肥料低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。

(注5) 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。

(注6) 「資材の使用量・回数」には、以下について記入すること。なお、括弧内には現行の生産方式における使用の量及び回数を記入すること。

有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入量

化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量

化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の延べ使用薬剤数

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物		
合 計		

(注)「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) たい肥等利用計画

	たい肥等有機質資材の種類	自 給	購 入	備 考
現 状		t	t	
目 標				

(注1) 「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称(例：牛ふんおがくずたい肥)を記入すること。

(注2) 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種 類	台 数	種類・能力等	台 数	実施時期

(注)「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称(例：トラクター)及びその能力の程度(馬力、植付け条数等)を記入すること。

(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金 額	償還条件等	実施時期	備 考
		千円			
合 計					

(注1)「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。

(注2)「資金種類」には、自己資金、制度資金(資金名を併記)その他の区分を記入すること。

(注3)「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。

(注4)「償還条件等」には、償還期間(据置期間を含む)及び据置期間を記入すること。

(注5)「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

### 3 その他

--

(注) 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、該当措置の具体的内容、実施方法等を記入すること。

#### [添付資料]

- (1) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置が分かる地図(各ほ場で栽培する作物名が分かるもの)
- (2) 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

## 持続性の高い農業生産方式導入計画認定書

氏名又は名称

住所又は所在地

認定番号 第 号

認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日


持続性の高い農業生産方式の導入による

・作物名

・面積 a

年 月 日付けで認定申請のあった持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第3項の規定に基づき認定します。

年 月 日

浜松市長 氏 名 



## 持続性の高い農業生産方式導入計画変更認定書

認定番号 第 号

氏名又は名称

住所又は所在地

認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

持続性の高い農業生産方式による

・作物名

・面積 a

変更内容

年 月 日付けで認定した持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（認定番号第 号）については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第3項の規定に基づき変更認定します。

年 月 日

浜松市長 氏名 印

様式第4号

第 号  
年 月 日

農林事務所長 様

浜松市長 氏 名

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく認定について（通知）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて、下記の者を認定したので通知します。

記

認定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	認定期間	作物名	農地の所在地	生産方式	面積
							a
							a
							a

様式第5号

第 号  
年 月 日

申請者様

浜松市長 氏名 印

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する  
法律に基づく認定について（通知）

標記の件について、審査した結果、不認定としたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、異議申立てをすることができます。

記

不認定の理由：

様式第6号

年 月 日

持続性の高い農業生産方式導入計画変更認定申請書

(あて名) 浜松市長

住所又は所在地  
氏名又は名称

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日  
付け認定番号第 号で認定された導入計画の変更の認定を申請します。

記

変更内容：

(あて名) 浜松市長

住所又は所在地  
氏名又は名称

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画実施状況報告書

年 月 日付け認定番号第 号で認定を受けた持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の  
年 月 日から 年 月 日までの実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 持続性の高い農業生産方式の導入状況

農業経営の状況

	水田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 男 人(うち専従者 人) 女 人(うち専従者 人)				

2 作物別の生産方式導入面積

作物名	農地の所在地	( )年目	
		現 状	a
		目 標	a

(注) 複数の作物がある場合は作物ごとに作成する。

3 導入した生産方式の内容

作物名	収 量	導入した生産方式を構成する技術	資材の使用量・回数
	現状 ( )年目  kg/10a	有機質資材施用技術	t/10a kgN/10a ( t/10a ) ( kgN/10a )
		化学肥料低減技術	kgN/10a ( kgN/10a )
	目標 ( )年目  kg/10a	化学農薬低減技術	回 ( 回 )

(注1) 複数の作物がある場合には作物ごとに作成する。

(注2) 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、それぞれ静岡県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の2の(1)のア、イ及びウ並びに2の(2)の ア及びイに規定する技術をいう。

- (注3) 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。
- (注4) 「化学肥料低減技術」には、導入した技術の具体的な内容、施用した肥料等を記入すること。
- (注5) 「化学農薬低減技術」には、導入した技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。
- (注6) 「資材の使用量・回数」には、以下について記入すること。なお、括弧内には目標の生産方式における使用の量及び回数を記入すること。
- 有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素量投入量
  - 化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量
  - 化学農薬低減技術においては、1作当たりの農薬の延べ使用薬剤数